

## 災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン

### 1 目的

台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった際、園児と保育従事者の生命と身体の安全を守るために、やむを得ず臨時休園とすべき場合があります。

このことを踏まえ、災害発生時等における臨時休園措置等の基準を定めたガイドラインを策定します。

なお、本ガイドラインの改訂に伴い、「災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン（令和6年8月8日施行）」は、令和6年11月24日限りで廃止します。

### 2 本ガイドラインの対象となる施設

公立・私立の認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所

### 3 臨時休園の判断

本ガイドラインに基づいて、市保育課が臨時休園の判断を行います。

但し、災害が迫っており急を要する場合において、各園の施設長や設置者等が臨時休園と判断することを妨げないものとします。

### 4 臨時休園の判断基準

#### (1) 風水害

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園することを基本とします。

- ア 気象庁から平塚市に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発令されている
- イ 平塚市内のいずれかの地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されている
- ウ 施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、送迎が困難である又は登園することに危険がある

#### (2) 地震・津波災害

次のいずれかに当てはまる場合、臨時休園することを基本とします。

- ア 平塚市に「震度5弱以上の地震」が発生したとき
- イ 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき
- ウ 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」、「津波警報」を発表したとき

## 5 登園状況による対応

登園前	保護者に登園を見合わせてもらう。
保育中	園児の安全確保を最優先に図り、保護者に対し速やかなお迎えを依頼する。 園での待機が危険と判断した場合は、あらかじめ指定した場所での引渡しを実施する。

## 6 臨時休園を解除し保育を再開する目安

再開時期の目安については、市保育課から各園に連絡します。なお、原則として、開園時刻は平常時と同じとします。ただし、停電、断水、浸水、施設の損壊、土砂崩れ、保育士や調理員の配置不足などで、保育の再開が困難であると施設長が判断する場合は、目安時刻より遅れた開園や引き続き休園とします。この場合の再開時期は、市保育課と協議の上で決定するものとします。

市保育課からの各園への連絡時刻は次のとおりとします。

① 原則	開園前日の17:00までに
② ①の内容に変更が生じた場合	開園当日の6:00

## 7 施設の対応

### (1) 臨時休園等の周知・情報共有

施設は、臨時休園及び保育の再開について、メールやホームページ等あらかじめ定めた方法により保護者に周知を図ります。また、施設長等は市保育課と連絡が取れるよう、連絡体制を確立します。

### (2) 緊急事態に対して、施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

### (3) 被害状況の報告

施設は、市保育課の指定する期日までに被害状況について報告するものとする。

以 上